

## 最新版Q&amp;A】賃貸住宅管理業業務管理者講習 受講について

No.	Q	A
1	受講の流れはどうなっていますか？	<p><b>1. 申込方法</b> Webコースか郵送コースかにより異なります。 【Webコース】（一財）ハトマーク支援機構のホームページの申込画面からWeb上でお申込み 【郵送コース】申込用紙をホームページよりダウンロードしていただくかホームページに記載しているコールセンターにお電話いただき申込用紙をお取り寄せしたうえで、必要書類を添えて郵送にてお申込み</p> <p><b>2. 受講料支払方法</b> Web申込みか郵送による申込みかにより異なります。 【Webコース】Web申込みの場合は、基本情報（氏名、住所、メールアドレス、宅建士情報等）を申込フォームで入力いただいたあと、クレジットカードか、コンビニで3日以内にお支払いいただく方法です。いずれの場合も受講者の方の費用負担はございません。スピーディーに受講ができてこの方法がオススメです！ 【郵送コース】申込書に記載の指定口座に受講料を事前にお振込みのうえ、申込書類等をご郵送ください。振込手数料は受講者の方に負担願います。</p> <p><b>3. 領収書発行について</b> 【Webコース】Web受講ページ〔株式会社資料研究社(日建学院)ページ〕より領収書のダウンロードを各自お願いします。 【郵送コース】必要書類・受講料入金確認後、後日送られてくるテキストとDVDと合わせて領収書が同封されています。</p> <p><b>4. 受講方法</b> Web申込みか郵送による申込みかにより異なります。 ①Web申込みの場合は、受講料の支払完了が確認された後、講座テキストと受講票を「本人限定受取郵便」でお届けします。受領の際には配達人に身分証明書を提示のうえお受け取り下さい。受講票には、受講番号のほか、Web受講に必要なログインIDとパスワードが記載されています。大事なものですのでなくさないようにお願いします（紛失の場合には確認までの時間と再発行までの時間が相当かかるなど受講される方に不便が生じます）。ログイン方法等は教材に同封されている受講の手引きをご参照下さい。基本的にはWeb画面上で適宜テキストを参照いただく受講スタイルをオススメします（講師がポイントとなる点についてよく解説しています）。 ②郵送による申込みの場合は、テキストとDVDが同封されています。テキストとDVDを併用しながら受講して下さい。DVDの講義動画はWebコースと同じものです。</p> <p><b>5. 効果測定と修了証発行</b> Webコースか郵送コースかにより異なります。 ①Webコースの場合には、各科目ごとに効果測定を受けていただきます。各科目それぞれで7割以上の正解が必要となります。7割に未達の場合には再度見直して効果測定を受けて下さい。効果測定受験の回数制限はありません。Web受講と効果測定受験はどの科目からでも可能です。全科目で7割以上の正解が得られましたら、Web上に修了証明書が表示され、ダウンロードができるようになります。修了証明書は業務管理者登録の際に必要となります。 ②郵送コースの場合には、同封の問題にマークシート方式で回答いただき、同封の封筒を使って回答用紙とDVDを返却して下さい。全科目7割以上の正解者には修了証明書を郵送させていただきます。7割に未達の場合には、採点結果と解説、再受験のためのDVDと問題、回答用紙を郵送いたしますので、再度受験して提出して下さい。再受験は1回だけ可能ですので、よく見直しをされて受験して下さい。</p> <p><b>6. 受講期間</b> Web申込み、郵送による申込みいずれも受講期間は2ヶ月です。効率よく学習されて受講期間に修了されるよう努めて下さい。</p>
2	受講期限内に講習を修了できなかった場合、延長は可能でしょうか？	受講期限の延長はできませんので、修了証の取得を希望される場合には、新たに受講申込を頂くことになります。

<p>3</p>	<p>テキストやログインIDが記載された書類を本人限定受取郵便にて受領する際、配達人に提示する身分証明書として有効な書類について教えてください。</p>	<p>講習事務局から受講者の方には「本人限定受取郵便〈特例型〉」にてお送りしています。 お受け取りいただく際、配達人にご提示いただく身分証明書として有効な書類は下記のとおりです。 いずれか1点（氏名、住所および生年月日の記載があり、かつ、郵便物・荷物を受け取る日において有効なものに限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）（所持人記入欄が設けられており、かつ、住所が記載されているものに限ります。）</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限ります。）</li> <li>・運転免許証</li> <li>・個人番号カード（個人番号カードとみなされる写真付き住民基本台帳カードを含みます。）</li> <li>・官公庁、独立行政法人、特殊法人または地方独立行政法人がその職員に対して発行した身分証明書で写真付きのもの</li> <li>・健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・年金手帳</li> <li>・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）</li> <li>・小型船舶操縦免許証</li> <li>・身体障害者手帳（写真付きのものに限ります。）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（写真付きのものに限ります。）</li> <li>・療育手帳（写真付きのものに限ります。）</li> <li>・離島住民割引運賃カード（沖縄県内の市町村が発行するもので写真付きのものに限ります。）</li> </ul> <p>詳しくは郵便局HPよりご確認ください。 URL:<a href="https://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honnin/ichiran.html">https://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honnin/ichiran.html</a></p>
<p>4</p>	<p>【賃貸住宅管理業務実務経験証明書】 実務経験の証明は誰が行うのでしょうか？</p>	<p>①代表者・会社役員の場合と、②従業者の場合で証明方法が異なります。</p> <p>〈①代表者・会社役員の場合〉 他の賃貸住宅管理業者、他の宅地建物取引業者が証明する場合や、管理受託契約を締結している場合の委託者（賃貸住宅のいわゆるオーナーの方）が証明できる場合もあります。 ※申請者が代表者・会社役員であるときは、自らを証明者とすることはできませんのでご注意ください。</p> <p>〈②従業者の場合〉 賃貸住宅管理業の実務経験がある方は、その業者（雇用者）が証明する、というのが一般的な証明方法です。</p>